

花巻空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

花巻空港管理条例の一部を改正する条例

花巻空港管理条例（昭和38年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

		改正前		改正後																																								
1	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から平成34年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者から徴収する着陸料についての第16条第2項の規定の適用については、航空機の着陸が平成22年1月1日から令和4年3月31日までの間に実施されたときに限り、前項の規定にかかわらず、第16条第2項中「算出した額」とあるのは、「算出した額に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>																																										
2	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地占用料</td> <td rowspan="3">工作物を設置する場合</td> <td>水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物</td> <td>1年までごとに1メートルまでごとに<u>78円</u></td> </tr> <tr> <td>電柱、街灯その他これらに類する工作物</td> <td>1年までごとに1本ごとに<u>360円</u></td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他これに類する工作物</td> <td>1年までごとに1メートルまでごとに<u>2円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物等占用料</td> <td>航空旅客取扱施設</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>搭乗旅客及び機内持込手</td> <td>航空機ごとに1回につ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	土地占用料	工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>78円</u>	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>360円</u>	地下に設ける電線その他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>2円</u>	[略]		[略]			建物等占用料	航空旅客取扱施設	[略]	搭乗旅客及び機内持込手	航空機ごとに1回につ	<p>別表第2（第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土地占用料</td> <td rowspan="3">工作物を設置する場合</td> <td>水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物</td> <td>1年までごとに1メートルまでごとに<u>100円</u></td> </tr> <tr> <td>電柱、街灯その他これらに類する工作物</td> <td>1年までごとに1本ごとに<u>470円</u></td> </tr> <tr> <td>地下に設ける電線その他これに類する工作物</td> <td>1年までごとに1メートルまでごとに<u>3円</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物等占用料</td> <td>航空旅客取扱施設</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>搭乗旅客及び機内持込手</td> <td>航空機ごとに1回につ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		金 額	土地占用料	工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>100円</u>	電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>470円</u>	地下に設ける電線その他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>3円</u>	[略]		[略]			建物等占用料	航空旅客取扱施設	[略]	搭乗旅客及び機内持込手	航空機ごとに1回につ
区 分		金 額																																										
土地占用料	工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>78円</u>																																									
		電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>360円</u>																																									
		地下に設ける電線その他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>2円</u>																																									
	[略]																																											
[略]																																												
建物等占用料	航空旅客取扱施設	[略]																																										
	搭乗旅客及び機内持込手	航空機ごとに1回につ																																										
区 分		金 額																																										
土地占用料	工作物を設置する場合	水管、下水道管、ガス管、ケーブルその他これらに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>100円</u>																																									
		電柱、街灯その他これらに類する工作物	1年までごとに1本ごとに <u>470円</u>																																									
		地下に設ける電線その他これに類する工作物	1年までごとに1メートルまでごとに <u>3円</u>																																									
	[略]																																											
[略]																																												
建物等占用料	航空旅客取扱施設	[略]																																										
	搭乗旅客及び機内持込手	航空機ごとに1回につ																																										

		荷物検査装置	き <u>580円</u>			荷物検査装置	き <u>950円</u>
		[略]				[略]	
		[略]				[略]	
	[略]				[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は、公布の日から施行する。